

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある生徒への対応について

県内の学校において、発熱などの風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定された、という事例があるとのこと。それを防ぎ、学校での感染リスクを低減させるための措置にご協力をお願いします。

1 対象 発熱や風邪症状がある生徒

2 期間 緊急事態宣言終了日まで

3 対応



(1) 発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状がある場合は、登校せず、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いします(但し、鼻汁など基礎疾患の症状である場合を除く)。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師へ確認し、その指示に従って登校を再開してください(医師の指示で自宅療養した期間も出席停止となります)。

(3) 受診しなかった場合

解熱剤を含む、症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること(自宅療養の期間は出席停止となります)。

※熱が下がった日の翌日から3日間は休むこと。

例:月曜日に熱が下がったら、火・水・木曜日は自宅療養。金曜から登校。

【新型コロナウイルス感染症相談窓口(コールセンター)】

098-866-2129